



山形県公報

平成16年11月16日(火)
第1594号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則..... (保健薬務課) ...1243

### 訓 令

クリーニング業法執行手続の一部を改正する訓令..... ( 同 ) ...1247

### 告 示

救急病院等の告示..... (健康福祉企画課) ... 同  
県営土地改良事業計画の変更..... (庄内総合支庁農村計画課) ...1248  
土地改良区連合の役員の退任の届出..... ( 同 ) ... 同  
土地改良区連合の役員の就任の届出..... ( 同 ) ... 同

### 公 告

監査結果の公表..... (監査委員) ...1249

## 規 則

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年11月16日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県規則第68号

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

クリーニング業法施行細則(昭和25年8月県規則第88号)の一部を次のように改正する。

第1条の2第1号中「第5条」を「第5条第1項」に、「開設届若しくは廃止届又は届出事項の変更届」を「開設の届出」に改め、同条中第6号を第8号とし、同条第5号中「クリーニング所」を「クリーニング所又は業務用の車両」に改め、同号を同条第7号とし、同条中第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号を第4号とし、第1号の次に次の2号を加える。

- (2) 法第5条第2項の規定による営業の届出を受理すること。
- (3) 法第5条第3項の規定による変更及び廃止の届出を受理すること。

第2条第1項を次のように改める。

規則第1条の3第1項に規定する届出書の様式は、別記様式第1号によるものとする。

第2条第4項中「別記様式第5号の2」を「別記様式第5号の3」に、「別記様式第5号の3」を「別記様式第5号の4」に、「別記様式第5号の4」を「別記様式第5号の5」に改め、同項を同条第6項とし、同項の前に次の1項を加える。

5 規則第2条(規則第2条の2から第2条の4までにおいて準用する場合を含む。)に規定する書類の様式は、別記様式第5号の2によるものとする。

第2条第3項中「規則第1条の2第2項」を「法第5条第3項」に、「変更届及び廃止届」を「変更及び廃止の届出」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 規則第1条の3第2項に規定する届出書の様式は、別記様式第3号の2によるものとする。

別記様式第1号中「保健所長 氏 名 殿」を「保健所長 殿」に、  
 「氏名又は名称及び代表者氏名 印」を「氏名又は名称及び代表者氏名 印」に、「クリーニング業法施行規則第1条の2」を「クリーニング業法第5条第1項」に、「お届けします」を「届け出ます」に改める。

別記様式第1号の2を削る。

別記様式第3号の次に次の1様式を加える。

様式第3号の2

年 月 日

保健所長 殿

住 所

氏名又は名称及び代表者氏名

印

無 店 舗 取 次 店 営 業 届 出 書

下記のとおり営業したいので、クリーニング業法第5条第2項の規定により届け出ます。

記

|                       |                            |         |        |
|-----------------------|----------------------------|---------|--------|
| 無店舗取次店の名称             |                            |         |        |
| 業務<br>用車<br>両         | 自動車登録番号又は車<br>両 番 号        |         |        |
|                       | 車両の保管場所                    |         |        |
| 営 業 区 域               |                            |         |        |
| 営業開始の予定年月日            |                            | 年 月 日   |        |
| 営<br>業<br>者           | 氏名（代表者氏名）及<br>び 生 年 月 日    |         | 年 月 日生 |
|                       | 本 籍                        |         |        |
|                       | 住 所                        |         |        |
|                       | 電 話 番 号                    |         |        |
| 従 事 者 数               |                            | 人       |        |
| ク<br>リ<br>ー<br>ニ<br>ン | 本 籍                        |         |        |
|                       | 住 所                        |         |        |
|                       | 氏名及び生年月日                   |         | 年 月 日生 |
|                       | 免 許 証 交 付<br>年 月 日 及 び 番 号 | 年 月 日交付 | 県 第 号  |
|                       | 本 籍                        |         |        |

|                          |              |         |        |
|--------------------------|--------------|---------|--------|
| グ<br>師                   | 住 所          |         |        |
|                          | 氏名及び生年月日     |         | 年 月 日生 |
|                          | 免許証交付年月日及び番号 | 年 月 日交付 | 県 第 号  |
| 指 定 洗 濯 物<br>取 扱 い の 有 無 | 有 無          |         |        |
| 業務用車両の構造の概要              |              |         |        |

備考 法人にあっては、定款又は寄付行為の写しを添付すること。

別記様式第4号中「保健所長 氏 名 殿」を「保健所長 殿」に、「氏名又は名称及び代表者氏名 印」を「氏名又は名称及び代表者氏名 印」に、「クリーニング所変更届」を「クリーニング所（無店舗取次店）変更届」に、「変更したから」を「変更したので」に、「クリーニング業法施行規則第1条の2第2項」を「クリーニング業法第5条第3項」に、「お届けします」を「届け出ます」に、

「

|             |       |     |
|-------------|-------|-----|
| クリーニング所の名称  |       |     |
| クリーニング所の所在地 |       |     |
| 確認年月日及び番号   | 年 月 日 | 第 号 |

」

を

「

|                                      |        |       |
|--------------------------------------|--------|-------|
| クリーニング所の名称<br>（無店舗取次店の名称）            |        |       |
| クリーニング所の所在地<br>（業務用車両の自動車登録番号又は車両番号） |        |       |
| 確認証番号及び年月日                           | 指令 第 号 | 年 月 日 |

」

に改める。

別記様式第5号中「保健所長 氏 名 殿」を「保健所長 殿」に、「氏名又は名称及び代表者氏名 印」を「氏名又は名称及び代表者氏名 印」に、「クリーニング所廃止届」を「クリーニング所（無店舗取次店）廃止届」に、「廃止したから」を「廃止したので」に、「クリーニング業法施行規則第1条の2第2項」を「クリーニング業法第5条第3項」に、「お届けします」を「届け出ます」に、

「

|             |       |     |
|-------------|-------|-----|
| クリーニング所の名称  |       |     |
| クリーニング所の所在地 |       |     |
| 確認年月日及び番号   | 年 月 日 | 第 号 |

」

を

|                                      |        |       |       |
|--------------------------------------|--------|-------|-------|
| クリーニング所の名称<br>(無店舗取次店の名称)            |        |       | に改める。 |
| クリーニング所の所在地<br>(業務用車両の自動車登録番号又は車両番号) |        |       |       |
| 確認証番号及び年月日                           | 指令 第 号 | 年 月 日 |       |

別記様式第5号の4中「3 クリーニング所の名称及び所在地」を

「3 クリーニング所又は無店舗取次店の名称

4 クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号 に改め、同様式を若しくは車両番号

別記様式第5号の5とする。

別記様式第5号の3中「3 クリーニング所の名称及び所在地」を

「3 クリーニング所又は無店舗取次店の名称

4 クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号 に改め、同様式を若しくは車両番号

別記様式第5号の4とする。

別記様式第5号の2中「3 クリーニング所の名称及び所在地」を

「3 クリーニング所又は無店舗取次店の名称

4 クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号 に改め、同様式を若しくは車両番号

別記様式第5号の3とし、別記様式第5号の次に次の1様式を加える。

様式第5号の2

クリーニング業法施行規則第2条の規定による添付書類

| 名 称 | 確認証番号<br>及び年月日 | 所在地又は<br>業務用車両の<br>保管場所 | 自動車登録番号<br>又は車両番号 | 従事<br>者数 | クリーニング師<br>の氏名 | 備考 |
|-----|----------------|-------------------------|-------------------|----------|----------------|----|
|     |                |                         |                   |          |                |    |
|     |                |                         |                   |          |                |    |
|     |                |                         |                   |          |                |    |
|     |                |                         |                   |          |                |    |
|     |                |                         |                   |          |                |    |
|     |                |                         |                   |          |                |    |
|     |                |                         |                   |          |                |    |
|     |                |                         |                   |          |                |    |
|     |                |                         |                   |          |                |    |
|     |                |                         |                   |          |                |    |

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部改正）

2 知事の権限に属する事務の委任に関する規則（昭和41年9月県規則第70号）の一部を次のように改正する。

別表保健所長の項第16項第1号イ中「第5条」を「第5条第1項」に、「開設届若しくは廃止届又は届出事項の変更届」を「開設の届出」に改め、同号中へをチとし、同号ホ中「クリーニング所」を「クリーニング所又は業務用の車両」に改め、同号中ホをトとし、ニをへとし、ハをホとし、ロをことし、イの次に次のように加える。

ロ 法第5条第2項の規定による営業の届出の受理に関すること

ハ 法第5条第3項の規定による変更及び廃止の届出の受理に関すること

訓 令

山形県訓令第21号

健康福祉部  
保 健 所

クリーニング業法執行手続の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成16年11月16日

クリーニング業法執行手続の一部を改正する訓令

クリーニング業法執行手続（昭和25年8月県訓令第46号）の一部を次のように改正する。

令達先を次のように改める。

健康福祉部

保 健 所

第1条中「昭和25年法律第207号」を「昭和25年法律第207号。以下「法」という。」に改める。

第2条中「クリーニング業法施行細則（昭和25年8月県規則第88号。以下「細則」という。）第2条第1項又は第3項」を「法第5条第1項の規定による開設の届出又は同条第3項」に改め、「クリーニング所開設届又は」を削り、「届出」を「届出（同条第2項の営業に係るものを除く。）」に、「同条第2項」を「クリーニング業法施行細則（昭和25年8月県規則第88号。以下「細則」という。）第2条第2項」に改める。

第3条中「第7条」を「第6条」に改める。

第4条中「文化環境部」を「健康福祉部」に、「第8条」を「第7条」に、「置かなければ」を「おかなければ」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

告 示

山形県告示第1082号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。

平成16年11月16日

山形県知事 高 橋 和 雄

| 名 称           | 所 在 地          | 認 定 期 間                       |
|---------------|----------------|-------------------------------|
| 山 形 徳 洲 会 病 院 | 山形市清住町二丁目89番6号 | 平成16年12月1日から<br>平成19年11月30日まで |

## 山形県告示第1083号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により定めた県営尾花地区土地改良（湛水防除）事業計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成16年11月16日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営土地改良（尾花地区湛水防除）事業変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所  
鶴岡市役所  
三川町役場
- 3 縦覧に供する期間  
平成16年11月24日から同年12月22日まで
- 4 その他  
この告示に係る計画の変更に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

## 山形県告示第1084号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第16項の規定により、最上川下流右岸土地改良区連合の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成16年11月16日

山形県知事 高 橋 和 雄

| 理事及び監事の別 | 氏 名       | 住 所                |
|----------|-----------|--------------------|
| 理 事      | 池 田 勝 良   | 酒田市大字城輪字成田38番地     |
| 同        | 齋 藤 隆     | 同 四ッ興野96番地         |
| 同        | 岩 崎 直     | 飽海郡松山町大字大川渡字五反割4番地 |
| 同        | 土 門 康 輝   | 酒田市大字新青渡字村立20番地    |
| 同        | 庄 司 健 吉   | 同 大字生石字滝野沢71番地     |
| 監 事      | 大 場 久 夫   | 同 大字宮内字六ツ新田41番地    |
| 同        | 齋 藤 久 太 郎 | 飽海郡平田町大字山谷字三ヶ沢13番地 |

## 山形県告示第1085号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第16項の規定により、最上川下流右岸土地改良区連合の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成16年11月16日

山形県知事 高 橋 和 雄

| 理事及び監事の別 | 氏 名   | 住 所                |
|----------|-------|--------------------|
| 理 事      | 岩 崎 直 | 飽海郡松山町大字大川渡字五反割4番地 |
| 同        | 齋 藤 隆 | 酒田市四ッ興野96番地        |

|     |           |   |                    |
|-----|-----------|---|--------------------|
| 同   | 菅 原 幸 雄   | 同 | 大字上野曾根字下北割109番地    |
| 同   | 庄 司 健 吉   | 同 | 大字生石字滝野沢71番地       |
| 同   | 池 田 勝 良   | 同 | 大字城輪字成田38番地        |
| 同   | 土 門 康 輝   | 同 | 大字新青渡字村立20番地       |
| 監 事 | 大 場 久 夫   | 同 | 大字宮内字六ツ新田41番地      |
| 同   | 齋 藤 久 太 郎 | 同 | 飽海郡平田町大字山谷字三ヶ沢13番地 |

## 公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、平成16年7月から平成16年10月まで実施した平成15年度に係る監査の結果を、次のとおり公表する。

平成16年11月16日

|         |           |
|---------|-----------|
| 山形県監査委員 | 鈴 木 正 法   |
| 山形県監査委員 | 広 谷 五郎左工門 |
| 山形県監査委員 | 加 藤 淳 二   |
| 山形県監査委員 | 濱 田 宗 一   |

### 第1 監査実施状況

監査は、監査対象機関83箇所について、次のとおり実施した。

| 監 査 対 象 機 関         | 実 施 年 月 日 | 担 当 監 査 委 員 |
|---------------------|-----------|-------------|
| 村 山 地 区 水 道 事 務 所   | 平成16年7月6日 | 鈴木 正法・加藤 淳二 |
| 南 部 発 電 管 理 事 務 所   | 平成16年7月6日 | 鈴木 正法・加藤 淳二 |
| 置 賜 地 区 水 道 事 務 所   | 平成16年7月6日 | 鈴木 正法・加藤 淳二 |
| 網 木 川 ダ ム 建 設 事 務 所 | 平成16年7月6日 | 鈴木 正法・加藤 淳二 |
| 庄 内 地 区 水 道 事 務 所   | 平成16年7月6日 | 濱田 宗一       |
| 鶴 岡 病 院             | 平成16年7月6日 | 濱田 宗一       |
| 北 部 発 電 管 理 事 務 所   | 平成16年7月6日 | 濱田 宗一       |
| 日 本 海 病 院           | 平成16年7月6日 | 濱田 宗一       |
| 小 国 高 等 学 校         | 平成16年7月7日 | 鈴木 正法・加藤 淳二 |
| 小 国 警 察 署           | 平成16年7月7日 | 鈴木 正法・加藤 淳二 |

|                 |            |               |
|-----------------|------------|---------------|
| 庄内地区水道事務所平田支所   | 平成16年7月7日  | 濱田 宗一         |
| 新庄病院            | 平成16年7月7日  | 濱田 宗一         |
| 河北病院            | 平成16年7月7日  | 濱田 宗一         |
| 病院事業局           | 平成16年7月12日 | 鈴木 正法・広谷五郎左工門 |
| 企業局             | 平成16年7月12日 | 鈴木 正法・広谷五郎左工門 |
| 置賜総合支庁（総務企画部）   | 平成16年7月13日 | 広谷五郎左工門・加藤 淳二 |
| 置賜総合支庁（保健福祉環境部） | 平成16年7月13日 | 広谷五郎左工門・加藤 淳二 |
| 置賜総合支庁（産業経済部）   | 平成16年7月13日 | 広谷五郎左工門・加藤 淳二 |
| 置賜総合支庁（建設部）     | 平成16年7月13日 | 広谷五郎左工門・加藤 淳二 |
| 最上総合支庁（総務企画部）   | 平成16年7月14日 | 鈴木 正法・濱田 宗一   |
| 最上総合支庁（保健福祉環境部） | 平成16年7月14日 | 鈴木 正法・濱田 宗一   |
| 最上総合支庁（産業経済部）   | 平成16年7月14日 | 鈴木 正法・濱田 宗一   |
| 最上総合支庁（建設部）     | 平成16年7月14日 | 鈴木 正法・濱田 宗一   |
| 庄内総合支庁（総務企画部）   | 平成16年7月27日 | 広谷五郎左工門・加藤 淳二 |
| 庄内総合支庁（保健福祉環境部） | 平成16年7月27日 | 広谷五郎左工門・加藤 淳二 |
| 庄内総合支庁（産業経済部）   | 平成16年7月27日 | 広谷五郎左工門・加藤 淳二 |
| 庄内総合支庁（建設部）     | 平成16年7月27日 | 広谷五郎左工門・加藤 淳二 |
| 人事委員会事務局        | 平成16年8月2日  | 広谷五郎左工門・濱田 宗一 |
| 県議会事務局          | 平成16年8月2日  | 広谷五郎左工門・濱田 宗一 |
| 監査委員事務局         | 平成16年8月2日  | 広谷五郎左工門・濱田 宗一 |
| 地方労働委員会事務局      | 平成16年8月2日  | 鈴木 正法・加藤 淳二   |
| 村山総合支庁（総務企画部）   | 平成16年8月3日  | 鈴木 正法・加藤 淳二   |
| 村山総合支庁（保健福祉環境部） | 平成16年8月3日  | 鈴木 正法・加藤 淳二   |
| 村山総合支庁（産業経済部）   | 平成16年8月3日  | 鈴木 正法・加藤 淳二   |
| 村山総合支庁（建設部）     | 平成16年8月3日  | 鈴木 正法・加藤 淳二   |



|             |             |               |
|-------------|-------------|---------------|
| 総務課         | 平成16年8月24日  | 鈴木 正法・加藤 淳二   |
| 人事課         | 平成16年8月24日  | 鈴木 正法・加藤 淳二   |
| 新行財政システム推進課 | 平成16年8月24日  | 鈴木 正法・加藤 淳二   |
| 職員厚生課       | 平成16年8月24日  | 鈴木 正法・加藤 淳二   |
| 生活安全調整課     | 平成16年8月24日  | 広谷五郎左工門・濱田 宗一 |
| 食品安全対策課     | 平成16年8月24日  | 広谷五郎左工門・濱田 宗一 |
| 消防防災課       | 平成16年8月24日  | 濱田 宗一         |
| 税政課         | 平成16年8月25日  | 鈴木 正法・加藤 淳二   |
| 管財課         | 平成16年8月25日  | 鈴木 正法・加藤 淳二   |
| 財政課         | 平成16年8月25日  | 鈴木 正法・加藤 淳二   |
| 市町村課        | 平成16年8月25日  | 鈴木 正法・加藤 淳二   |
| 政策企画課       | 平成16年8月25日  | 濱田 宗一         |
| 情報企画課       | 平成16年8月25日  | 濱田 宗一         |
| 統計企画課       | 平成16年8月25日  | 濱田 宗一         |
| 産業政策課       | 平成16年9月7日   | 鈴木 正法・加藤 淳二   |
| 工業振興課       | 平成16年9月7日   | 鈴木 正法・加藤 淳二   |
| 商業振興課       | 平成16年9月7日   | 鈴木 正法・加藤 淳二   |
| 観光振興課       | 平成16年9月7日   | 鈴木 正法・加藤 淳二   |
| 雇用労政課       | 平成16年9月7日   | 鈴木 正法・加藤 淳二   |
| 文化振興課       | 平成16年9月15日  | 広谷五郎左工門・濱田 宗一 |
| 学術振興課       | 平成16年9月15日  | 広谷五郎左工門・濱田 宗一 |
| 環境企画課       | 平成16年9月15日  | 広谷五郎左工門・濱田 宗一 |
| 環境整備課       | 平成16年9月15日  | 広谷五郎左工門・濱田宗一  |
| 環境保護課       | 平成16年9月15日  | 濱田宗一          |
| 管理課         | 平成16年10月13日 | 鈴木正法・濱田宗一     |

|         |             |               |
|---------|-------------|---------------|
| 建設企画課   | 平成16年10月13日 | 鈴木 正法・濱田 宗一   |
| 交通基盤課   | 平成16年10月13日 | 鈴木 正法・濱田 宗一   |
| 河川砂防課   | 平成16年10月14日 | 濱田 宗一         |
| 建築住宅課   | 平成16年10月14日 | 濱田 宗一         |
| 都市計画課   | 平成16年10月14日 | 濱田 宗一         |
| 健康福祉企画課 | 平成16年10月14日 | 広谷五郎左工門・加藤 淳二 |
| 長寿社会課   | 平成16年10月14日 | 広谷五郎左工門・加藤 淳二 |
| 障害福祉課   | 平成16年10月14日 | 広谷五郎左工門・加藤 淳二 |
| 児童家庭課   | 平成16年10月14日 | 広谷五郎左工門・加藤 淳二 |
| 保健薬務課   | 平成16年10月14日 | 広谷五郎左工門・加藤 淳二 |
| 教育庁総務課  | 平成16年10月19日 | 鈴木 正法・濱田 宗一   |
| 義務教育課   | 平成16年10月19日 | 鈴木 正法・濱田 宗一   |
| 高校教育課   | 平成16年10月19日 | 鈴木 正法・濱田 宗一   |
| 農政企画課   | 平成16年10月19日 | 広谷五郎左工門・加藤 淳二 |
| 生産流通課   | 平成16年10月19日 | 広谷五郎左工門・加藤 淳二 |
| 農業技術課   | 平成16年10月19日 | 広谷五郎左工門・加藤 淳二 |
| 森林課     | 平成16年10月19日 | 広谷五郎左工門・加藤 淳二 |
| 社会教育課   | 平成16年10月20日 | 鈴木 正法・濱田 宗一   |
| 福利課     | 平成16年10月20日 | 鈴木 正法・濱田 宗一   |
| スポーツ保健課 | 平成16年10月20日 | 鈴木 正法・濱田 宗一   |
| 警察本部    | 平成16年10月20日 | 広谷五郎左工門・加藤 淳二 |
| 出納局     | 平成16年10月20日 | 広谷五郎左工門・加藤 淳二 |
| 農村計画課   | 平成16年10月20日 | 加藤 淳二         |

## 第2 監査の結果

## (1) 指摘事項

監査において、是正又は改善を要するとして指摘したものは、次のとおりである。

## ア 日本海病院

(ア) 医療費の団体請求分の減額調定や調定変更を適切に行わなかったため、過年度医業未収金が過大計上となっているものがある。

## イ 企業局

(ア) 水道事業に係る消費税を営業外費用から支出すべきところ、営業費用から支出したのものがある。

## ウ 最上総合支庁建設部

(ア) 河川改修の一部として発注した排水樋門工事を、別契約工事の変更契約による増工分として施工し二重契約となったものがある。また、減工の変更契約が遅延したものがある。

## エ 村山総合支庁建設部

(ア) 道路改良工事において、完成通知書を受理した後に変更契約を締結したものがある。

## オ 職員厚生課

(ア) 屋上水槽の囲いの撤去工事で、工事の積算が適切でなく、さらに、手続きを経ないで工事内容を変更したものがある。

また、屋上冷却塔取替工事と別契約としているが、一契約とすべき内容である。

## (1) 注意事項

監査において、是正又は改善を要するとして注意したものは、次のとおりである。

## ア 予算

(ア) 前年度に繰り上げ償還された貸付金に係る利子収入について、減額の予算補正をしていないものがある。(財政課)

## イ 収入

(ア) 行政財産の使用許可に伴う、使用料の収入調定や納入通知が遅延しているものがある。(南部発電管理事務所、文化振興課)

(イ) 行政財産の使用許可に伴う使用料の収入調定が遅延している。また、減免申請がないのに使用料を減免しているものがある。(最上総合支庁保健福祉環境部)

(ウ) 平成14年度の行政財産使用許可に係る使用料の収入調定を、平成15年8月に行っているものがある。(文化振興課)

(エ) 補助金や委託料等の収入調定は、交付決定通知等があったときに行うべきところを、収納の直前にしているものがある。(高校教育課、スポーツ保険課)

(オ) 事業費の確定や、繰越承認による補助金の減額調定を、遅延して行っているものがある。(森林課)

(カ) 普通財産の貸付に係る貸付料の納入通知が遅延しているものがある。(障害福祉課)

## ウ 支出

(ア) 委託料の精算により発生した剰余金を会計年度内で処理すべきところ、翌年度の収入として処理しているものがある。(都市計画課)

(イ) 業務委託に係る支出負担行為を、委託業務終了後に行っているものがある。(保健業務課)

(ウ) 旅行命令等が適切でなく、旅費の追給を要するものがある。(最上総合支庁保健福祉環境部)

(エ) 期末・勤勉手当の支給が適切でなく追給及び返納を要するものがある。(日本海病院)

(オ) 通勤手当の認定に誤りがあり、返納を要するものがある。(置賜総合支庁産業経済部)

(カ) 旅行命令簿・旅費請求書の日付が殆ど記載されていないものがある。(企業局)

(キ) 精算払いした旅費の支給が、遅延しているものがある。(日本海病院、人事課)

(ク) 委託料の支払で、請求書の未提出を理由に遅延しているものがある。(病院事業局、村山総合支庁建設部)

(ケ) 役務費の支払で、請求書の未提出を理由に遅延しているものがある。(生産流通課)

(コ) 役務費の支払で、請求書を受理していながら遅延しているものがある。(最上総合支庁保健福祉環境部)

(サ) 工事請負費の前金払請求に対する支払が、遅延しているものがある。(村山総合支庁建設部)

## エ 契約

(ア) 近年施工した用水路工事等で現場調査が不十分であったため、手直し工事をしているものがある。(置賜総合支庁産業経済部)

(イ) 水路工事に係る継ぎ手を当初設計で計上すべきところを、全部設計変更で対応しているものがある。(庄内総合支庁産業経済部)

(ウ) 用地造成工事に係る法面保護の張芝工を当初設計で計上すべきところを、設計変更で対応しているもの

がある。（庄内総合支庁産業経済部）

(エ) トンネル照明改修工事の変更契約で、他のトンネルで使用する分を含めた照明器具を購入しているものがある。（村山総合支庁建設部）

(オ) アンケート調査業務委託契約で、調査員の虚偽記載により、成果品の一部に適正でないものがある。（新行財政システム推進課）

(カ) 研修事業委託に係る額の確定及び支払が遅延しているものがある。（健康福祉企画課）

#### オ 債 権

(ア) 過年度医業未収金の収納促進が不十分なものがある。（河北病院）

#### カ 補助金

(ア) 河川管理に関する補助金の交付事務で、額の確定がなされていないものがある。（庄内総合支庁建設部）

(イ) 補助金の交付事務で、実績報告から額の確定までが遅延しているものがある。（雇用労政課、文化振興課、環境保護課、交通基盤課）

(ウ) 補助金の交付事務で、交付申請から交付決定までが遅延しているものがある。（健康福祉企画課）

(エ) 補助金の交付事務で、事業完了から実績報告までが遅延しているものがある。（森林課）

(オ) 補助金の交付事務で、補助事業内容の変更承認申請の手続きがなされていないものがある。（社会教育課）

#### キ 財 産

(ア) 公有財産の所管換えの手続きが遅延しているものがある。（環境企画課）